

## 豊中市未成年後見人支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 豊中市（以下「市」という。）は、未成年後見人に対して、豊中市未成年後見人支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の定めるところにより交付するものとし、その交付については、「児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について」（令和5年10月27日こ支虐第291号）、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成17年5月2日雇児発第0502001号。以下「国通知」という。）及び豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、子どもの権利擁護の観点から、未成年後見人が必要とする報酬の全部又は一部を支援することで、法人等による未成年後見人の制度の促進を図るとともに、親権を行う者又は未成年後見人がいない児童の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全ての条件を満たす未成年後見人（法人を含む。以下「交付対象者」という。）とする。

(1) 豊中市児童相談所長（以下「所長」という。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の8第1項に基づき未成年後見人の選任を請求したことにより選任された未成年後見人又は所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人若しくは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人であること。ただし、所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人及び家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると所長が認める児童に係る未成年後見人に限る。なお、被後見人が他自治体の児童相談所にケース移管された場合は、ケース移管された時点で、当該未成年後見人は補助金の交付対象から除く。

(2) 被後見人の扶養親族以外の未成年後見人であること。

(3) 被後見人が施設入所又は里親委託中の児童である場合にあつては、当該被後見人が入所している施設の法人職員又は当該被後見人が委託されている里親以外の未成年後見人であること（当該法人について、被後見人の施設退所後等の自立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。）。

(4) その有する預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計（以下「資産額」という。）が1,700万円未満の被後見人の未成年後見人であること。

(5) 他自治体から被後見人にかかる第2条に掲げる目的と同じ趣旨の補助金の交付を受けていない未成年後見人であること。

2 前項第1号に定める所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると所長が認める児童とは、以下の要件に該当する児童をいう。

(1) 豊中市児童相談所が把握している児童であること。

(2) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であること。

(3) 親族が、監護・養育能力及び財産管理能力の全部又は一部を欠くため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況（親族以外の者が親族未成年後見人と共同で未成年後見人に選任されている場合を含む。）にある児童であること。

(4) 以下のいずれかの要件に該当する児童であること。

ア 施設退所後等の自立に備え、住居の賃貸契約や雇用契約、障害者施設利用等の各種契約行為が必要であり、自立後の財産の適切な管理により財産の流出を防ぐ必要がある児童であること。

イ 施設入所中又は里親委託中の児童である場合において、施設長又は所長の親権代行や、施設

又は里親の監護権では対応ができない身上監護又は財産管理の必要がある児童であること。

ウ その他所長が必要と認める児童であること。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、国通知に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第5条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に基づき、市長が別に定める日までに、豊中市未成年後見人支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 未成年後見人事務の遂行に関する計画
- (2) 未成年後見人選任に係る審判書の写し

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助金の交付の申請をした交付対象者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 交付対象者は、前条の規定による交付決定に係る通知を受け取った日から起算して30日以内に限り、豊中市未成年後見人支援事業補助金補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第2号)により理由を付して当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 交付対象者は、特段の事由がある場合を除き市から第6条の規定による通知を受け取った日以降に事業着手すること。
- (2) 交付対象者は、補助事業に係る証拠書類を整理し、かつ、補助事業の完了した翌年度から10年間保存しなければならない。

(事業の着手届け)

第9条 交付対象者は、補助事業に着手した日から起算して7日以内に、豊中市未成年後見人支援事業着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付対象者は、規則第10条及び市が実施する検査の結果に基づき、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は交付決定に係る通知の送付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、豊中市未成年後見人支援事業補助金事業実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 未成年後見人事務の実績
- (2) 家庭裁判所の報酬決定に係る審判書の写し

(補助金の交付等)

第11条 市長は、規則第11条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者は、補助金の全部又は一部について概算払いを受けようとするときは、豊中市未成年後見人支援事業補助金概算払請求書(様式第5号)を市長に提出しなければ

ならない。

(是正のための措置)

第12条 市長は、補助事業の実施状況が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業に関して、これに適合させるための措置をとるべきことを交付対象者に命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき

(2) 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなったと認められるとき

(損害賠償保険等への加入申請)

第14条 児童福祉法第33条の8第1項に基づき、所長が未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人が選任されたとき、又は児童相談所以外の者が未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人が選任されたときは、市長は、速やかに第3条に掲げる要件を満たしている未成年後見人及び被後見人に係る損害賠償保険等の加入申請を公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）に行うものとする。

2 市長は、当該加入申請に際しては、あらかじめその内容を被保険者となる未成年後見人等へ説明し、未成年後見人支援事業損害賠償保険等加入同意書により同意を得るものとする。

(保険料の額)

第15条 保険料の額は、国通知に定めるところによる。

(保険料の支払い)

第16条 第14条の規定により加入申請を行った損害賠償保険に係る保険料は、日本社会福祉士会からの請求を受け支払うものとする。

(事故等の発生報告)

第17条 交付対象者は、保険に係る未成年後見人及び被後見人が生じた損害に対し、保険料の支払いを求める場合には、事故発生報告書を作成し所長に提出しなければならない。

(保険の継続)

第18条 市長は、未成年後見人及び被後見人が保険に翌年度も継続して加入する必要があると認める場合は、毎年3月25日までに日本社会福祉士会に対し、保険加入申請を行うものとする。

(交付対象者の報告義務)

第19条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに豊中市未成年後見人支援事業補助金変更承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 被後見人の資産額が1,700万円以上になったとき

(2) 被後見人の未成年後見人を辞任したとき

(3) 被後見人の未成年後見人を解任されたとき

(4) 被後見人が婚姻したとき

(5) 被後見人が死亡したとき

第20条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに豊中市未成年後見人支援事業状況変更届出書（様式第7号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 被後見人の住所又は氏名が変わったとき

(2) 未成年後見人の住所又は氏名が変わったとき

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月24日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

年 月 日

豊中市長 あて

未成年後見人住所・氏名

豊中市未成年後見人支援事業補助金交付申請書

標記の補助金を下記のとおり受けたいので、豊中市未成年後見人支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。本事業にかかる報酬については補助金をもって充てることとし、補助金額相当の報酬を被後見人に対して求めることはありません。

補助事業の目的及び内容	
補助事業の完了の予定期日	年 月 日
補助事業の遂行に関する計画	別紙1のとおり
交付を受けようとする補助金の額	金 円

(添付書類)・別紙1 未成年後見人事務の遂行に関する計画

- ・未成年後見人選任に係る審判書の写し





年 月 日

豊中市長 あて

未成年後見人住所・氏名

年度豊中市未成年後見人支援事業着手届

年 月 日付で交付決定の通知のあった豊中市未成年後見人支援事業について、下記のとおり着手したので、豊中市未成年後見人支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

被後見人住所・氏名	着手年月日	その他特記事項

年 月 日

豊中市長 あて

未成年後見人住所・氏名

豊中市未成年後見人支援事業補助金事業実績報告書

標記の補助金について、豊中市未成年後見人支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業の目的及び内容	
事務の実績	別紙2のとおり
補助事業の完了の期日	年 月 日
補助金の交付決定額と精算額	交付決定額 金 円 精算額 金 円
補助事業の効果	

(添付書類)・別紙2 未成年後見人事務の実績  
・家庭裁判所の報酬決定に係る審判書の写し

別紙2

未成年後見人事務の実績

未成年後見人氏名 ( )

※ 家庭裁判所に提出した報告書を添付

年 月 日

豊中市長 あて

未成年後見人住所・氏名

豊中市未成年後見人支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付けで交付決定の通知のあった豊中市未成年後見人支援事業について、豊中市未成年後見人支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付決定額	既受領額	今回請求額	残額
円	円	円	円
概算払いを受ける理由			



様式第7号（第20条関係）

年 月 日

豊中市長 あて

未成年後見人住所・氏名

豊中市未成年後見人支援事業状況変更届出書

年 月 日付けで交付決定のあった標記支援事業について、下記のとおり変更が生じたので、豊中市未成年後見人支援事業補助金交付要綱第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 変更等年月日 年 月 日

2 変更等の内容

3 その他関係書類